

公益財団法人いばらき腎臓財団情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人いばらき腎臓財団（以下「財団」という。）が保有する文書等についての公開手続きその他規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象文書)

第 2 条 情報公開の対象とする文書は次に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 賛助会員・寄付金名簿
- (3) 評議員、理事及び監事の名簿
- (4) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) 事業報告書
- (7) 事業報告の附属明細書
- (8) 貸借対照表
- (9) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (10) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (11) 財産目録
 - (12) 監査報告
 - (13) 事業計画書
 - (14) 収支予算書
 - (15) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(情報公開の申出)

第 3 条 何人も、この細則の定めるところにより、財団に対して対象文書の公開の申出をすることが出来る。

2 公開の申出は、別紙申出書を財団事務局に提出して行うものとする。

(公開の実施)

第 4 条 財団は、公開申請者に対し次の各号に定めるところにより、速やかに公開申出にかかる文書を公開するものとする。

- (1) 公開の場所 当財団事務局

(2) 公開の日時 財団の休日以外の日午前9時から午後5時まで

(3) 文書の公開 文書の閲覧又は写しの交付により行う

(費用の負担)

第 5 条 前条2項の規定により、文書の写しの交付を受けるものは、その費用として複写1枚につき10円（記録媒体がCDの場合500円）を負担する。

(情報公開の総合的な推進)

第 6 条 財団は、何人も対象文書を容易に閲覧できるように、ホームページ等を活用し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃する場合は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。